百々裏話（81）

おもて　あきら

◎『仙助座一件留』について（2）

松浦史料博物館蔵の『仙助座一件留』の全体を(イ)～(リ)までの九部分に分けたうち、前回には(イ)(ロ)(ハ)の三部分について紹介したが、続いて(ニ)～(チ)の部分を紹介しよう。

(ニ)は、仙助座が勧進能を終えて平戸を出立した後に到来した、喜多六平太座地謡方池田平左衛門からの書状二通を記載している。一通は中村忠左衛門（平戸藩役人らしい）宛てで、仙助座の能は別紙のように禁止を命じられているゆえ適当な措置を願いたいとの文面で、それは六平太の願いでもある由を附記している。当時の平戸藩は嫡子のみながら喜多流を採用していた。そうした関係から、四座一流を代表して喜多から平戸藩に仙助能不許可を要請したのであろう。もう一通は平戸での勧進元与々村儀太郎・内野屋吉太郎宛てで、ほぼ同内容ながら、はっきりと「御追立ニも相成候様」にと申し出ている。喜多の池田が仙助能興行差留を要請した根拠である別紙とは、次の如き文面の通達である。

一、大坂讃岐屋町播磨屋喜兵衛借屋大和屋甚三郎事堀井仙助と名乗候者、能狂言等家業致来候由之処、以来歌舞妓狂言猥物真似等同様之芸業致候は格別之義、能役者共業躰ニ似寄候義は、決而致間敷旨申付、若此以後右ニ紛敷及ニ所業一候者も有レ之候ハヽ、早速差留候様、大坂町奉行江相達候間、得ニ其意一大夫共江可ニ相達一候。

これは、後に続く(ヘ)の記事によると、四年以前の嘉永四年に若年寄の本庄安芸守から触流しに通達した文書で、能役者一同からの要請に基づいている。この通達が、能役者達の主張するように仙助座の活動の全面的な停止を公儀が命じたものかどうかについて、平戸藩が疑問を抱いたことも、『仙助座一件留』のまとめられた一つの動機らしい。

(ホ)は、堀井仙助について尋ねられた江戸の駿台啓なる人物の返答であるが、知人の勝田左京なる観世流数寄の人を通して問いただした観世鉄之丞（清済）の返答が主体である。鉄之丞は、堀井仙助は観世座とは無関係の者で五座の役者とは同席すらできない身分であることや、仙助の能が乞食能とも呼ばれ、宮芝居に類する低級なものである由を述べ、嘉永四年に禁止された旨をも(ニ)と同じ文書を引いて（文句は省略されている）述べている。

(ヘ)は同じ駿台啓からの再書で、嘉永四年の文書は安芸守から触流しへの通達であること、金森惣右衛門なる人物も以前から観世座には居ない由や仙助は京阪の観世の者の門前を通り得ぬ由を鉄之丞が勝田左京に語ったことなど、前便の補足をした後に、「是より今便之御請奉申上候」と文を改めて、主として仙助能禁止の通達に関する調査結果と自己の見解とを詳細に述べている。彼は、嘉永四年当時に大坂町奉行であった本多加賀守とは別懇の間柄で、本多の家中にも知人が多かったので、その中の「粗山逸郎と申丹念人」に家来を派遣して尋ねさせたところ、粗山は「堀井仙助能狂言之義、大坂表ニ右之党凡三十人余も有レ之、芸振も際立宜敷候事故、至極人々惜候得共、去ル亥年（嘉永四年）御差留之御差図ニ付、職業御差止之義ニ被仰渡一。尤右は他国稼等迄御差止と申義ハ不レ被ニ仰渡一候間、家職之事故定而他国稼等仕居候義ニ可レ有レ之哉」と答え、大坂での仙助能興行は以前には何の干渉もしなかったのであるが、お上からの御沙汰ゆえむなしく禁止した由をも述べたという。これに基づいて駿台啓は「何れ右之者流行を江戸座之御役者共妬候而申立、無ニ余義一御意之通大夫共之口塞迄ニ被ニ仰渡一候義と相見得申候」と推測し、大坂町奉行からの申し渡しは大阪だけのことで、諸国を興行し

て廻ることは禁止したわけではないのに、鉄之丞や喜多の池田平左衛門らは「商売敵ニ而無理ニ諸国迄も不ニ相成一」と触れ廻っているものであろうと述べている。一方、仙助が諸国での勧進を筋々から許可されていると主張しているのにも尾鰭がついていると評価し、両方の主張の「中庸を御取被レ遊候而可」然哉ニ奉レ存候」と結論しているあたり、かなり公平な立場で判断していると言えそうである。全体的には仙助座に同情的な見解と見なされるが、それは、この再答のもとになっている質問の書状自体がそうした立場に基づいていることにも由来するらしい。

なお、駿台啓がいかなる人物か確認できないでいるが、本多加賀守（安政二年当時は勘定奉行）と別懇であったと言うし、かなりの身分の人らしいが、返答の文面が極めて鄭重であり、質問者は平戸藩の役人などではなく、藩公またはそれに準ずる地位の人らしい。藩公の意志で『仙助座一件留』がまとめられていることも考えられるようである。

（ト）は、初めに「大坂詰志佐岡右衛門大曲助右衛門江鎌輿小一郎貞方文作より仙助之義問合答書之写左之通」とあり、平戸藩の大坂詰役人からの返答である。内容はかなりの多岐にわたるが、質問の反復が多く、それをも含めて次のような記事が注目される。

○寛文二年・同三年に平戸の七郎宮で日吉彦大夫なるものが勧進能を催したこと。

○寛保元年には梶尾利三郎なる大夫が平戸で勧進能を勤め、内野助左衛門・本山弥兵衛の両人も重い役を勤めたこと。

○仙助座が道成寺・石橋などの習い事を人前で演じても、江戸家元から故障を申し出たわけではなかったこと（仙助の言い分らしい）。

○水野越前守様の時分「天保頃」に堀井仙助も家筋についての書上を提出し、その時に「是迄之通諸国勧進仕候様御免を蒙り候」旨を仙助座では主張していたこと。

○大阪で仙助能について調査したところ「当時仙助四五代以前、宝生流家元江下男奉公致居、器量之者ニ而、習ひ事秘書抔密ニ写取、主人相離れ候後、金森惣右衛門と申者と一同ニ相成、辻能相始、夫より江戸五座之弟子之内破門ニ逢候者追々加り候故、仙助座ニは何之流も有レ之候由」であること。

○大坂御城代や町奉行所などでは堀井らを町人として取扱い、仙助は大和屋甚三郎と称していること。

以上の他に、江戸五座大夫から若年寄へ提出した文書の写しを返答の中に加えている。これは嘉永四年に仙助能禁止を訴え出た際に尋ねられての文書らしく、町人でも熱心の者は身元調査の上入門させて能謡狂言を教えていること、歌舞伎関係者や廓中の者は弟子にしないこと、職分として免許した者やそれに準ずる芸力の者には町人でも習い事を許すこと、町人宅で自分装束で能を仕る者は当時はいないこと、などがその内容である。

（チ）は、以上の諸報告を総合した編者の考えであり、左の如くある。

一、金森堀井の能の事、右に記す如く区々にして一定しがたけれど、各其拠（ヨリドコロ）あり、然れ共、乞食役者、又は以前宝生大夫江下男奉公の者器用にて習ひ事秘書抔密ニ写取、其後主人を離れ金森と一同に成辻能初候と大坂にて承出し候ハ、誠しからず。其家の門弟と成て心を尽し骨を折稽古してさへ、上手名人といふ位には至りがたし。是その証なり。又安政に此許へ来りし仙助ハ、近来の名人なるべし。江戸の御役者共も渠（かれ）が如き所作ハすくなし。其上此許にて剣槍等の武芸を修練する人々も、仙助の所作、其精神の透徹を感ず。色々と悪評するハ、啓が論の如く、井蛙の見、またハ彼能の流行を妬みての事なり、用なき事ながら記しぬ。猶下に述るが如し。

以上が『仙助座一件留』の本体であるが、更に若干小さな字で詳細な追記（リ）が続く。「下に述るが如し」と右に言うのがそれであり、そこが一番面白い。次回にその全文を翻印しよう。

（46・5・5）